

兵庫県公報

平成20年11月14日 金曜日 第 2031 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
行政書士法に基づく聴聞の実施(市町振興課).....	1
土地改良区役員の退任及び就任の届出(農地整備課).....	1
土地改良区の定款の変更認可(同).....	2
市営土地改良事業の施行同意(同).....	2
平成20年度地籍調査事業計画(同).....	2
家畜伝染病の発生(畜産課).....	3
保安林の指定(豊かな森づくり課).....	3
同上(同).....	4
建設業者に対する行政処分(県土整備部総務課).....	4
公 告	
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告(都市計画課).....	5
病院局公告	
県有地の一般競争入札による売払い.....	5
県立加古川病院跡地利用事業者選定に係るプロポーザルの募集公告.....	8

告 示

兵庫県告示第1125号

行政書士法(昭和26年法律第4号)第14条の3第3項及び第5項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成20年11月14日

兵庫県知事 井戸敏三

1 日時

平成20年11月20日(木)午後2時から午後4時まで

2 場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県第2号館11階会議室

3 内容

行政書士宮本学(日本行政書士会連合会登録番号99308709、兵庫県行政書士会会員番号3531号)の行政書士法第10条及び同第13条並びに兵庫県行政書士会会則第35条に違反する事実

兵庫県告示第1126号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成20年11月14日

兵庫県知事 井戸敏三

山田土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	池本道治	淡路市山田乙227番地
同	奥井昭尋	同市山田乙536番地
同	溝下勝朗	同市山田乙591番地2

同	玉 井 秀 明	同	市山田甲533番地
同	脇 田 泰 尋	同	市山田乙361番地
同	上 田 耕 嗣	同	市山田乙74番地
同	玉 井 勝 朗	同	市山田乙173番地 2
同	上 田 千 雄	同	市山田乙748番地
監 事	堀 広 義	同	市山田乙653番地
同	森 本 晴 夫	同	市山田甲507番地 2

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	奥 井 昭 尋	淡路市山田乙536番地
同	溝 下 勝 朗	同 市山田乙591番地 2
同	玉 井 秀 明	同 市山田甲533番地
同	脇 田 泰 尋	同 市山田乙361番地
同	上 田 耕 嗣	同 市山田乙74番地
同	玉 井 勝 朗	同 市山田乙173番地 2
同	上 田 千 雄	同 市山田乙748番地
同	堀 広 義	同 市山田乙653番地
監 事	森 本 晴 夫	同 市山田甲507番地 2
同	谷 口 優 三	同 市山田甲768番地

兵庫県告示第1127号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成20年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区 の 名 称	認 可 年 月 日
山田土地改良区	平成20年10月31日

兵庫県告示第1128号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において読み替えて準用する同法第10条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行に同意した。

この同意について不服がある場合には、この同意があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この同意の取消しの訴えを提起することができる。

平成20年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市 の 名 称	事 業 名	地 区 名	同 意 年 月 日
高砂市	ため池等整備事業(一般)	鴻ノ池地区	平成20年10月29日

兵庫県告示第1129号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、平成20年度の地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

平成20年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間
南あわじ市	南あわじ市のうち八木大久保、志知難波、志知中島及び市三条	平成20年11月から平成21年3月まで
神崎郡神河町	神崎郡神河町のうち比延及び上岩	同 上

兵庫県告示第1130号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成20年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病	
2 家畜の種類	牛（ホルスタイン種）	
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	疑似患畜 1頭	疑似患畜 1頭
4 発生場所	神崎郡福崎町	洲本市
5 発生年月日	平成20年10月16日	平成20年10月22日
6 その他参考となるべき事項	E L I S A 検査により発見	E L I S A 検査により発見

兵庫県告示第1131号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年11月14日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林の所在場所

豊岡市竹野町東大谷字才谷119、120、128、131、141、150、151、156、157、158の1、158の2、159、160、162の1、163から170まで、171の1、171の2、172から185まで、185の1、186、187

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字才谷158の1、158の2・170・171の1・174から176まで・187（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）186

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1132号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年11月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
豊岡市竹野町鬼神谷字寺谷393、394、397から410まで、412から417まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字寺谷397・398・407・408（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

兵庫県告示第1133号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年11月14日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 処分をした年月日
平成20年10月22日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商号又は名称 株式会社中川工務店
主たる営業所の所在地 豊岡市竹野町竹野2508番地の1
代表者の氏名 中川和久
許可番号 兵庫県知事許可（般・特-18、19）第650813号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
（注1） 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
（注2） 「民間工事」とは、上記（注1）以外の建設工事をいう。
（注3） 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
 - (2) 期間
平成20年11月1日から平成21年1月29日までの90日間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社中川工務店の前代表取締役及び同社員は、平成20年7月9日、神戸地方裁判所において、競売入札妨害罪により、前代表取締役は懲役1年（執行猶予3年）、同社員は懲役10月（執行猶予3年）の判決を受

け、同月24日、それぞれその刑が確定している。
このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年11月14日

兵庫県知事 井戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町日山字新田22番4の一部、22番5の一部、22番10の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪市北区中之島四丁目3番25号 フジヒサフ J 中之島ビル
株式会社フジヒサフ J 代表取締役 久保 進
- 3 許可年月日及び許可番号
平成20年6月12日
兵庫県指令西播(建)第1-3号(20たつの)

病 院 局 公 告

県有地の一般競争入札による売払い
県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成20年11月14日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 黒田 進

- 1 入札に付する事項
県有地の売払い(調剤薬局建設用地の公募売却)
- 2 売払い物件
 - (1) A物件
ア 所在 加古川市神野町神野字大林190番5
イ 地目 宅地
ウ 面積 499.35㎡
 - (2) B物件
ア 所在 加古川市神野町神野字大林183番4
イ 地目 宅地
ウ 面積 498.85㎡
- 3 入札参加資格及び要件
 - (1) 入札参加資格
次に掲げる者以外の者であること。
ア 契約を締結する能力を有しない者
イ 破産者で復権を得ない者
ウ 兵庫県(以下「県」という。)における不動産の売却に係る契約手続きにおいて次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
(ア) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
(イ) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
(ウ) 正当な理由なく契約を履行しなかった者
(エ) (ア)～(ウ)のいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けた者
- オ 県の指名停止基準に基づく指名停止を受けた者
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではない。）
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第6号に該当する者
- ク 法人税、所得税、消費税、地方消費税等に未納の税額がある者
- ケ 提出書類に虚偽の記載をした者

(2) 入札参加要件

既に調剤薬局を開局し、業務を行っている者であること。

ア A物件については、平成20年10月1日時点において、既に兵庫県内において調剤薬局を開局している者とする。

イ B物件については、平成20年10月1日時点において、既に調剤薬局を開局している者とする。

ウ A物件、B物件の両方に入札参加の申し込みを行うことも可能とする。ただし、A物件を落札した者は、B物件の入札に参加申し込みをしていた場合でも、B物件の入札には参加できないものとする。

4 売却条件

(1) 最低売却価格

ア A物件 41,845,530円（83,800円/㎡）

イ B物件 34,869,615円（69,900円/㎡）

(2) 土地利用の用途制限

ア 買受人は、県立新加古川病院（以下「新病院」という。）の開院時まで自己が所有し、かつ、自己が使用する調剤薬局の敷地に供さなければならない。

イ 本件土地及び本件土地の上に建築された建物に関する所有権、地上権、使用貸借権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定又は移転をしてはならない。ただし、特段の事情があり、兵庫県の承認を得た場合はこの限りでない。

(3) 落札者の責務

ア 平成21年1月30日までに売買代金の支払いを行うこと。

イ 新病院の開院時までには、自己が所有し、かつ自己が使用する調剤薬局を開局して業務を行うこと。

ウ 健康保険法に基づく保険薬局の指定を受けること。

エ 新病院で使用される薬剤等については、後発薬品を含めて取りそろえ、十分な量を確保すること。

オ 新病院の診療時間に対応できる営業時間を定めること。

カ 薬事法、薬剤師法等関係法令を遵守し、健全な薬局業務の運営を行うこと。

キ 運営上必要な薬剤師を確保し、最新の知識、技術を身につけられる環境を整えること。

ク 調剤薬局の建物等の建設については、新病院及び周辺的环境に配慮するとともに、建物及び看板等の色、デザイン等についても県の意見を踏まえること。

ケ 建設される建物の高さは7メートル以下とすること。

コ 駐車スペースを敷地内に確保すること。

サ 調剤薬局以外の施設を併設する場合には、地域住民の合意が得られる施設とすること。

5 入札参加申込等

(1) 入札参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、実施要項の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁西館4階）

兵庫県病院局企画課 病院整備担当

電話（078）362-9169

実施要項は、県のホームページ（http://web.pref.hyogo.lg.jp/ha01/ha01_000000023.html）から、ダウンロードにより取得することもできる（申込書の提出は持参に限る。）

(2) 入札参加申込書の受付期間、契約条項を示す期間及び実施要項の交付期間

平成20年11月14日（金）から同年12月5日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

6 入札手続等

(1) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時

(7) A 物件

平成20年12月19日(金)午後1時30分

(1) B 物件

平成20年12月19日(金)午後2時00分

イ 場所

兵庫県庁西館1階 大入札室

(2) 入札書の受領期限

(1)の入札・開札日時及び場所に直接入札書を提出すること。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額)の100分の5以上の額の入札保証金を入札当日までに納入しなければならない。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、既に納入された入札保証金は契約保証金に充当する。

(4) 売買代金

売買代金は平成21年1月30日(金)までに納入しなければならない。ただし、既に納入された契約保証金は売買代金に充当する。

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、実施要項に示す入札参加資格及び要件に適合することを証明する書類を、入札参加申込時に提出すること。

イ 入札者は、開札日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(6) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時に、所定の場所に持参すること。

イ 所定の額の入札保証金が所定の日時までに納付されていること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を提出すること。

ク 入札金額は、総価格を記入すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(7) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札参加要件を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

入札参加資格及び要件に適合していると契約担当者が判断した入札者であって、4(1)の最低売却価格以上で、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の締結

ア 落札決定の日から7日以内に、契約を締結すること。

イ 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が3(1)のア～ケに該当することとなった場合は、契約を締結しない。

(10) その他

詳細は、実施要項による。

県立加古川病院跡地利用事業者選定に係るプロポーザルの募集公告

県立加古川病院の移転後の跡地利用事業者を選定するため、下記のとおりプロポーザルを実施する。

平成20年11月14日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

1 趣旨

県立加古川病院の移転後の跡地については、地元の要望も踏まえ、プロポーザル方式により、医療提供機能の確保を要件の一つとして広く購入希望者を募集し、応募者から提案された土地利用計画及び跡地の購入希望価格を総合的に審査したうえで、売却先を選定することとしている。

このため、下記により、県立加古川病院跡地において、兵庫県病院局（以下「主催者」という。）が提示する要件に従って、医療提供を含む事業展開を希望する事業者の提案を募集する。

2 事業対象地

- (1) 所在 加古川市加古川町粟津字西代770番 1 外 3 筆
- (2) 地目 宅地
- (3) 面積 12,151.12㎡

3 提案を求める内容

事業対象地における施設の建設及び運営に関する具体的な事業計画とし、具体的な提案項目は、次のとおりとする。

- (1) 事業方針（機能、施設構成の考え方、事業の特色、アピール点等）
- (2) 施設計画（施設・設備計画、土地利用計画、工事計画、施設配置、建物外観等）
- (3) 事業運営計画（事業運営の考え方、事業に対する経験・実績）
- (4) 全体スケジュール
- (5) 土地購入希望価格
- (6) 資金計画（概算事業費内訳、資金調達計画、年度別資金収支予算）

4 提案者の資格要件

- (1) 提案者は、自ら事業対象地の所有権を取得し、施設整備を行う事業者及び施設運営（施設を賃貸、転売する場合を含む。）を行う事業者により構成するものとする。
- (2) 提案者は、1者とすることも複数の事業者で構成するグループとすることも可能とする。複数の事業者のグループにより提案する場合には、グループの代表者を定めるものとする。
- (3) 提案者の構成員は、他の提案者の構成員になることはできない。
- (4) 提案者は、次の要件を全て満たすものとする。

ア 提案する事業を円滑・計画的に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者

イ 提案する事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有している者

ウ 事業対象地の購入金額の支払能力がある者

- (5) 次の者は提案者の構成員になることができないものとする。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではない。）

ウ 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税等について未納の税額がある者

5 提案に当たっての要件

- (1) 施設の内容

ア 都市計画法、建築基準法、福祉のまちづくり条例及び加古川市景観まちづくり条例など国、県、市の関係法令等を遵守した提案とすること。

イ 提案内容には、医療法の規定に基づく病院又は診療所を整備し、医療提供を行う計画を含めること。

なお、主たる診療機能として内科を設けるとともに、病床を整備する場合は、保健医療計画上の制約

を踏まえること。

ウ 事業対象地を次の用途に使用してはならない。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用途

エ 主催者が認めた場合を除き、事業開始後10年間は用途を変更してはならない。

(2) 提案者の責務

ア 現有施設の解体・撤去及び施設整備その他必要な工事等については、提案者の負担で行うこと。ただし、現有施設の解体・撤去前に主催者において土壌汚染調査を行う。また、調査結果に基づく必要な対応についても、提案者による解体・撤去後に、主催者において実施する。

イ 工事着手は、土地の引き渡し後1年以内に行い、5年以内に施設の建設を完了させるとともに、事業運営を開始すること。

ウ 事業計画や工事の実施等に係る周辺地域への説明、関係機関との調整等は、事業者の責任において適切に行うこと。

(3) 最低売却価格

次のとおり最低売却価格を設定し、それ以下の提案は認めない。

505,680,000円(41,615円/㎡)

6 募集手続

(1) 事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁西館4階)

兵庫県病院局企画課 病院整備担当

電話(078)362-9169 F A X(078)362-3322

電子メールアドレス byouinkikakuka@pref.hyogo.lg.jp

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

平成20年11月14日(金)から同年12月19日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

上記(1)に同じ

ウ 募集要項は、兵庫県のホームページ(http://web.pref.hyogo.lg.jp/ha01/ha01_000000022.html)から、ダウンロードにより取得することもできる。

(3) 事業者説明会

ア 日時

平成20年11月27日(木)午後3時から

イ 場所

県立加古川病院 管理棟3階 大会議室

加古川市加古川町粟津770番地の1

(4) 質疑書の提出

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

また、併せて電子データを電子メール等により送付すること。

イ 受付期間

平成20年11月14日(金)から同年12月19日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

郵送の場合は、平成20年12月19日(金)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 回答方法

随時、質疑書を提出した者及び提案申込者全員に文書により回答する。

- (5) 提案申込み
- ア 提出方法
持参又は郵送とする。
- イ 受付期間
平成20年12月22日(月)から平成21年1月9日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日及び兵庫県の休日
を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日は除く。)の午前9時から午後5時まで(正
午から午後1時までを除く。)
郵送の場合は、平成21年1月9日(金)必着とする。
- ウ 提出場所
上記(1)と同じ
- (6) 提案書類の提出
- ア 資格
提案書類の提出は、提案申込みを行った者に限り行うことができる。
- イ 提出方法
持参又は郵送とする。
- ウ 受付期間
平成21年2月2日(月)から同月10日(火)まで(土曜日及び日曜日は除く。)の午前9時から午後5
時まで(正午から午後1時までを除く。)
郵送の場合は、平成21年2月10日(火)必着とする。
- エ 提出場所
上記(1)と同じ
- 7 事業予定者の選定
- (1) 選定方法
外部の学識経験者、地元関係団体の代表者等で構成する「県立加古川病院跡地処分検討委員会」(以下「委
員会」という。)における提案内容に対する審査点と購入希望価格を点数化したものの合計点が最も高い提
案者を事業予定者とし、次点の者を次順位事業予定者として選定する。
- (2) 事業予定者の決定
事業予定者及び次順位事業予定者は、委員会の選定結果に基づき、主催者が決定する。
- 8 契約協議
- 主催者は、決定した事業予定者と提案内容に基づき、土地売買契約締結に向けた協議を行う。ただし、審
査結果通知後60日以内に契約に至らなかった場合は、事業予定者の決定を取り消し、次順位事業予定者と契
約協議を行う。
事業予定者の取り消し後60日以内に次順位事業予定者とも契約締結に至らなかった場合は、次順位事業予
定者の決定を取り消し、本公告及び募集要項に基づく跡地利用事業者の選定を中止する。
- 9 その他
- (1) 書類作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。
- (3) 売買代金
売買代金は、県の指定する方法で指定する期日までに支払うものとする。ただし、既に納入された契約
保証金は売買代金に充当する。
- (4) 提案に当たっての留意事項
- ア 本公告及び募集要項の承諾
提案者は、提案申込書の提出をもって、本公告及び募集要項の記載内容等を承諾したものとみなす。
- イ 提案費用の負担
提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- ウ 提出書類修正等の禁止
主催者が認めた場合を除き、提案された内容を変更することはできない。
- エ 著作権

提案書類等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、主催者は、募集事業に関する報告等のために必要な場合には、提案書類の内容を無償で使用できるものとする。

オ 提案書類等の公表

主催者は、提案書類その他提案者から提出された書類は公表しない。ただし、提案の概要については公表する場合がある。

カ 提案書類等の取扱い

提案書類及びその他提案者から提出された書類は返却しない。

キ 提案の無効に関する条項

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

なお、この場合において新たな提案は認めない。

(7) 本公告及び募集要項に違反した場合

(イ) 著しく信義に反する行為を起こした提案者が行った提案

(ロ) 虚偽の記載のある提案

(ハ) その他提案のあった計画を遂行するにふさわしくないと認められた場合

(5) その他

詳細は、募集要項による。